

第5章

復興へ向けての取組

第5章 復興へ向けての取組

5.1 人吉市復興計画（第一期）の策定

(1) 復興計画の策定に当たって

1) 復興計画策定の趣旨

人吉市では、これまでに経験したことがない未曾有の被害を受けました。また、新型コロナウイルス感染症の影響で経済状況の悪化が続く中、今回の豪雨により大きな被害を受け、多くの事業所を取り巻く環境は非常に厳しく、市民の生活基盤である「なりわい」も危機的状況になりました。

この災害から一日も早く復旧・復興を果たし、今後も安心して住み続けていくためには、市民・地域・行政等が一丸となってこの難局に立ち向かい、乗り越えていく必要があります。

2020（令和2）年9月に策定した人吉市復興基本方針（以下「基本方針」という。）では、本市が復旧・復興を進めていく上での基本方針として、「安全・安心な地域づくりに向けた復興」「未来への希望につながる復興」「市民一丸となって取り組む復興」を掲げています。この基本方針に基づき、今後取り組むべき復旧・復興の基本施策を体系的にまとめ、着実に復旧・復興へ向けて力強く前進するための指針として、人吉市復興計画（以下「復興計画」という。）を策定、2021（令和3）年3月に発表しました¹⁾。

2) 復興計画の位置付け・対象区域・主体

復興計画の策定に当たっては、基本方針を踏まえた上で、市の最上位計画である第6次人吉市総合計画（以下「総合計画」という。）との整合性を図るとともに、人吉市まち・ひと・しごと創生総合戦略に掲げる人口減少問題や地方における安定した雇用の創出など、喫緊の課題にも引き続き取り組みます。また、復興計画は、単なる復旧に留まらず、総合計画のまちづくりの理念を実現するために、人吉を更に発展させ、将来への希望につながる未来型の復興に取り組むものとし、各地域の具体的な取組については、復興まちづくり計画に位置付けて推進します¹⁾。

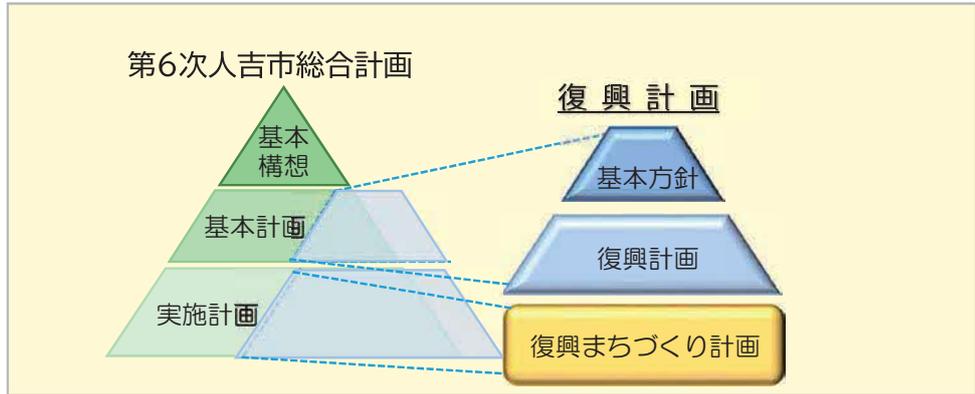


図-5.1.1 復興計画の位置付け¹⁾

復興計画は、本市全域を対象としています。また、復興の主体及び担い手は市民一人ひとりとし、市民と行政が対話や交流を重ねて将来像を共有し、国や県、他市町村、大学などの関係機関と協働・連携しながら、復旧・復興に取り組むこととしました¹⁾。

3) 復興計画の期間

復興基本方針は、総合計画と整合性を図り、計画期間を令和2年度から令和9年度までの8年間としました。復興計画（第1期）は令和2年度から令和5年度までとし、復興計画（第2期）は第6次人吉市総合計画後期計画に一本化し、令和6年度から令和9年度までとしました。復興まちづくり計画は、復興計画を実現させるために取り組むべき事業や、まちづくりの方向性について市民等と協働・連携してつくる計画としました。

表-5.1.1 復興計画の期間¹⁾

年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R7年度	R8年度	R9年度
総合計画	第6次人吉市総合計画前期基本計画				第6次人吉市総合計画後期基本計画			
	復興基本方針							
復興計画	復興計画（第1期）				総合計画に一本化			
	復興まちづくり計画							

4) 計画の策定・推進体制

復興計画の策定、推進に当たっては、「人吉市災害復興本部」による総括のもと、市の組織全体が復旧・復興の方向性を共有し、復興計画に示す取組を着実に推進します。

さらに、復旧・復興の進捗状況等については、市民や地域、市議会、関係機関に情報提供・報告を行い、連携を図りながら迅速に復旧・復興を行います（図-5.1.2参照）¹⁾。

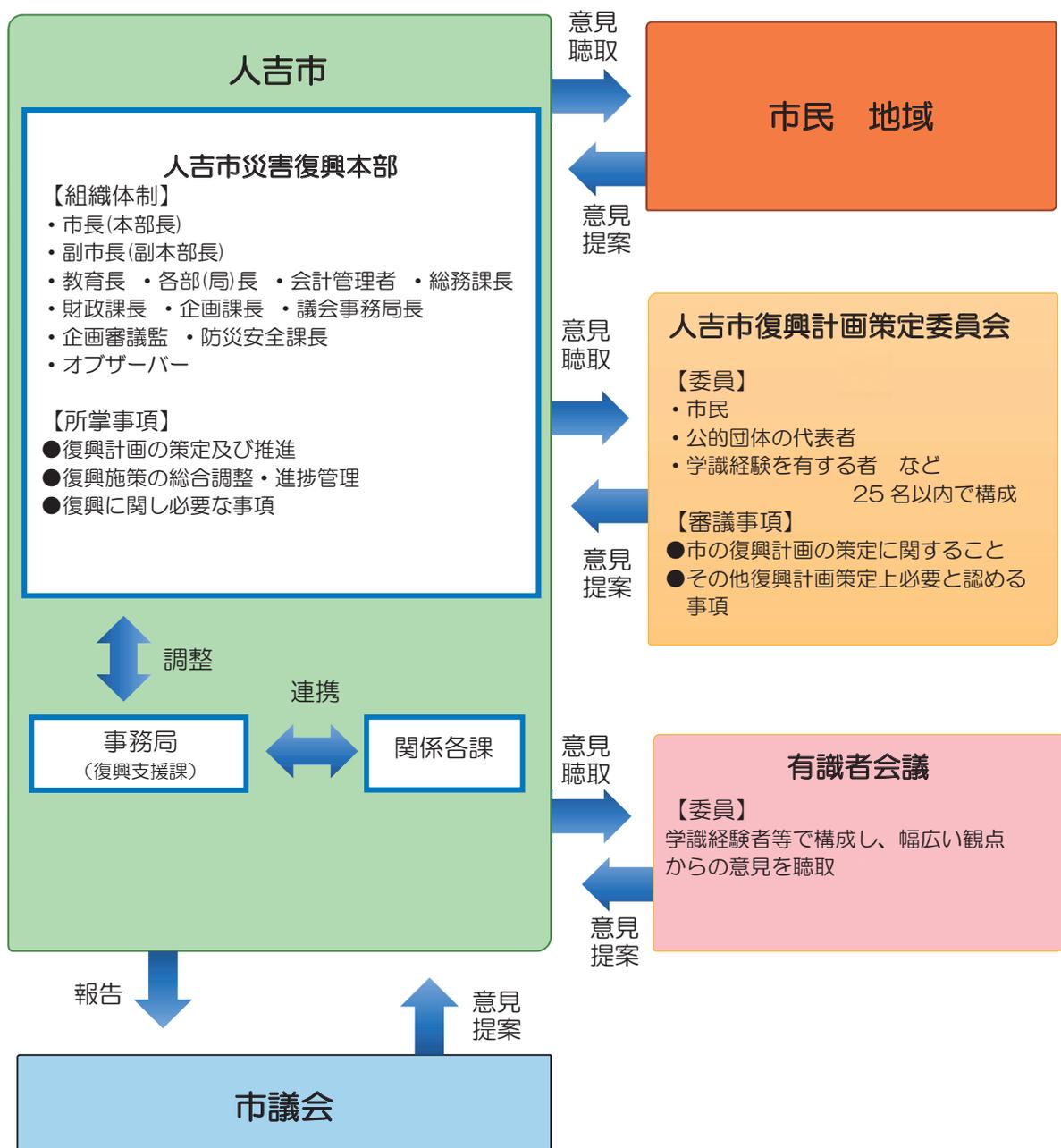


図-5.1.2 復興計画の策定・推進体制¹⁾

(2) 復興に向けた基本的な考え方

1) 復興の将来像（復興ビジョン）

令和2年7月豪雨災害を経験し、私たちは球磨川とともに暮らすことについて、改めて深く考えさせられました。この災害を踏まえた中で、私たちはこれから生きる場所、立ち上がるグラウンドを決めなければなりません。

そして、私たちは災害を乗り越え、これからも安心して住み続けるために、あらゆる知恵を結集し、必要な取り組みを迅速に展開していく必要があります。

本市では、今年度から第6次人吉市総合計画をスタートさせました。計画では、「まちづくりの理念」として、これまで大切にしてきた価値を護り、育んでいくとともに、本市に住むすべての人々の幸せに繋げるための道標として、「みんなが幸せを感じるまち。ずっと住み続けたいまち。ひとよし」を掲げました。

「これまで大切にしてきた価値」の中でも欠かすことができないものとして、常にまちの中心にあり、市民の心の拠り所となり、日々の生活を支え、多くの恩恵をもたらしてくれた球磨川への想いがあります。

災害からの復旧・復興を進めていくうえでは、球磨川をはじめとする自然が私たちのくらしと切っても切れない存在であることを認めつつ、今回の災害を教訓に市民・地域・行政等が一丸となって一日も早い復旧・復興を実現し、安心してずっと住み続けられるまち、次世代につながるまちを共に創り上げていく必要があります。

以上を踏まえて、復興の将来像（復興ビジョン）を次のように決めました¹⁾。

【復興の将来像（復興ビジョン）】

～希望ある復興を目指して～

球磨川と共に創る みんなが安心して住み続けられるまち

2) 復興の基本方針

復興ビジョンを支える基本方針を次の3項目とし、復旧・復興に力強く取り組みます¹⁾。

(1) 安全・安心な地域づくりに向けた復興

近年の異常気象下において災害のリスクは避けられません。異常気象はまた発生するという認識のもと、このような災害により尊い人命が再び奪われることがないよう、今回の経験を生かした防災減災の取組を推進し、災害に負けない、安全・安心な地域づくりに向けた復興を目指します。

(2) 未来への希望につながる復興

この地域の自然、歴史、文化をこれからも大切にしながら、単に元の姿に戻すだけでなく、人吉を更に発展させ、未来への希望につながる復興を目指します。

(3) 市民一丸となって取り組む復興

復興を迅速、かつ、力強く進めるためには、市民、地域、行政等が垣根を越えて考え行動することが大切です。これからも、ここに生きる喜びと誇りを感じ、人と人との絆が広がっていくように、市民一丸となって人吉らしい復興を目指します。

3) 復興に向けての3つの柱

災害からの復旧・復興に当たっては、次の3つを柱として関連施策を推進します(図-5.1.3参照)。

①

被災者のくらし再建とコミュニティの再生

住まいに被害を受けた方々が、一日も早く被災前の日常を取り戻せるよう、安定した住まいの再建・確保に取り組めます。また、災害廃棄物の処理や被災家屋の解体などによって生活環境を回復するとともに、被災者に寄り添い、心と身体のケア等のきめ細かな支援を行います。加えて、誰もが住み慣れたこの人吉で安心して暮らせるよう、市民と関係機関が協働・連携してコミュニティの再生を図ります。

②

力強い地域経済の再生

被災した中小企業者や農林水産業者等の施設・設備の復旧をはじめとした一日も早い再建に向けて国や県と連携し、きめ細かな支援に取り組めます。復旧・復興にあたっては、これまで培ってきた地域資源や技術、ノウハウをさらに磨き上げるとともに、豊かな自然と歴史・文化の魅力を再発信し、力強い地域経済の再生及び地域の持続的発展に繋がります。

③

災害に負けないまちづくり

甚大な被害を受けた道路、橋梁、上下水道、河川等の公共施設や農林水産の産業基盤について、早期復旧に取り組めます。また、緑の流域治水を前提として、国や県、関係機関と連携し、避難体制の再構築や災害の教訓を未来へ伝え続ける防災教育等に取り組み、地域防災力を向上させ、災害に負けないまちづくりを進めます。

図-5.1.3 復興に向けた3つの柱¹⁾

4) 計画の体系と大まかな工程

復興計画の体系は、前記した「復興の基本方針」、「復興施策の3つの柱」、「基本施策」及び「未来につながるまちづくり」で構成しています。
その体系図を図-5.1.4に示します。また、大まかな工程を図-5.15に示します。

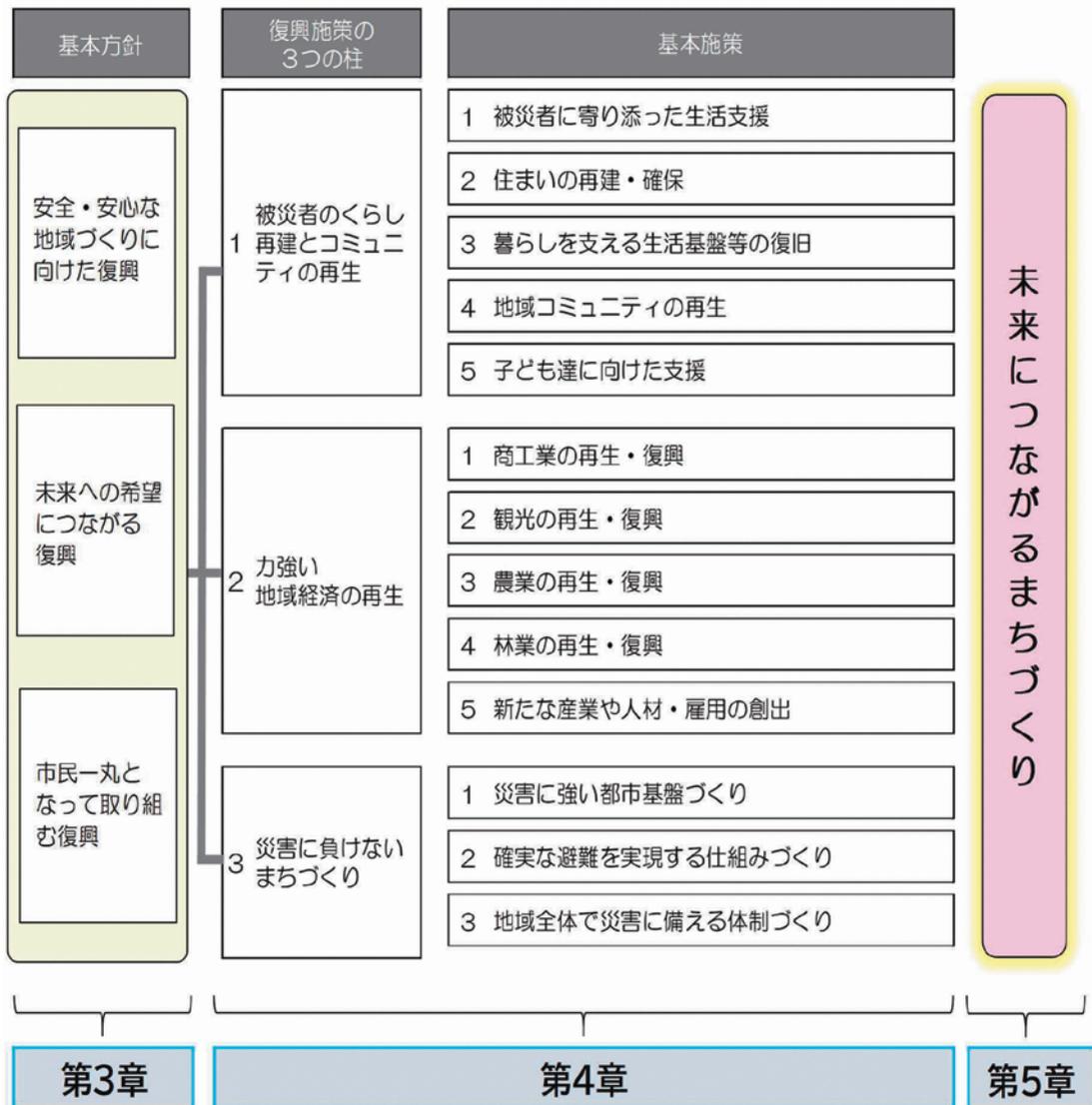


図-5.1.4 復興計画の体系図¹⁾ (章番号は、復興計画書での番号)

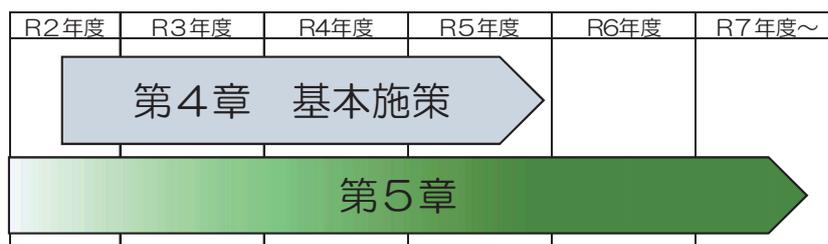


図-5.1.5 各施策の大まかな工程¹⁾ (章番号は、復興計画書での番号)

(3) 復旧・復興に向けた基本施策

体系図に記載した早急に進めるべき「復興施策の3つの柱」及び「13の基本施策」の内容については、紙面の都合上、省略させていただきます。復興計画書¹⁾に具体的に記載していますので、そちらを参照願います。

(4) 未来につながるまちづくり

復興計画の第4章に掲げた課題解決に向けた取り組みを着実に進めることはもちろんですが、いかにして、私たち市民が一丸となり明るい未来を描いていけるかが、この地域全体に与えられた課題の本質であると考えています。

今こそ、「ここに残りたい、ここに住み続けたい」と市民の誰もが感じることができ、更には、国内外の多くの方が「訪れたい、住みたい」と思えるようなまちづくりとしごとづくりによる未来型復興を地域全体で進めていくことを第5章において、以下に記載する基本的な考え方に基き定めています。

未来型復興の基本的な考え方

- 1 豊かな自然と歴史、文化が融合した住みたくなるまちづくり
- 2 災害に強く生活の利便性を向上させる安全安心なまちづくり
- 3 人吉らしさに溢れ、「ここに残りたい」が実現できるしごとづくり
- 4 地域全体で人を呼び込むしごとづくり

以上の4つの基本的な考え方毎に具体的な取組の方向性をまとめました。以下には、項目のみを示します。詳細は、復興計画書を参照願います。

【未来型復興に向けた取り組みの方向性】

- 1 豊かな自然と歴史、文化が融合した住みたくなるまちづくり
 - ・ 球磨川への愛着を育み、高める景観づくり
 - ・ 回遊性を高めるウォーカブルシティの形成
 - ・ 公共施設の集約化を始めとしたコンパクトシティ形成
 - ・ 自動運転車やスマート公共交通の導入といった暮らしやすいまちづくり
 - ・ すまいの創造に向けた仕組みづくり
 - ・ 災害に強いゼロエネルギー住宅の推進

- 2 災害に強く生活の利便性を向上させる安全安心なまちづくり
 - ・ DXの推進による災害に強いスマートシティの形成
 - ・ デジタルを最大限に活用したコミュニティづくり
 - ・ スーパーシティ制度等を活用した開かれたまちの形成
 - ・ 大災害に備えた広域避難・支援拠点等の形成

- 3 人吉らしさに溢れ、「ここに残りたい」が実現できるしごとづくり
 - ・ スマート林業のトップモデル形成
 - ・ 地域資源をフル活用したゼロカーボンシティの形成
 - ・ 特色を生かした手しごと町屋集積等による観光地の面的魅力向上
 - ・ 起業・創業を生み出す仕組みづくり
 - ・ 未来型復興による持続可能な地域づくり

- 4 地域全体で人を呼び込むしごとづくり
 - ・ 地域特性を活用した知の集積拠点づくり
 - ・ サテライトオフィスの確保や空き家活用による移住・定住環境づくり
 - ・ インバウンドを重視した観光コンテンツの構築
 - ・ 「おひとよし」ファンクラブ形成による積極的な情報発信
 - ・ 地域総ぐるみで故郷出身者を支えるネットワークづくり

(5) 復興計画の推進

復興計画は、以下の推進方針で行うこととしています。

1) 協働による推進

復旧・復興を着実に進めていくためには、市民・地域・行政、企業や団体、大学等との協力・関係のもと、一丸となって取り組んでいく必要があります。対話や交流を重ね、今回の災害を通して得た教訓を次の災害への備えとできるように、それぞれの強み、弱みを共有し、それを補い合う体制を築き、地域全体で協力、連携しながら復旧・復興の取組を推進していきます。

2) 国や県、他市町村等との連携・協力

今回の災害は、国内でも最大規模の未曾有の災害であり、被害の広域性・甚大性から、単独の市町村で対応できる範囲を大きく超えています。

本市が復旧・復興を成し遂げるためには、本市の不断の努力だけでなく、人材、技術、財政など、さまざまな面で国・県との連携が必要です。

また、発災直後から、他市町村からも多数の職員が派遣され、本市の復旧活動に積極的に携わっていただき、現在も支援をいただいています。

このような派遣職員の専門知識やノウハウ、発想、行動力を最大限に活用し、市職員との相乗効果を高めながら、復旧・復興の取組みを推進していきます。

3) 復興財源等の確保

○復旧・復興事業への重点化

甚大なる被害を及ぼした今回の災害から復旧・復興していくためには、長い年月と多額な費用を要します。本市は財政健全化計画の途上であり、非常に厳しい財政状況下であることから、既存事業の大胆な見直し、事業の選択と集中を進め、将来に過度の負担を残さないような財政運営を行います。

また、復旧・復興を着実に進めて行くための効率的な組織体制、人員配置を行い、財源と人員を復旧・復興事業に重点化します。

○国・県への働きかけ

本市の非常に厳しい財政状況下において、復旧・復興の取組みを着実に推進していくためには、国県の強力な支援が必要不可欠となります。補助率のかさ上げや補助対象の拡充等を、引き続き国、県に要望していきます。

4) 進捗状況を踏まえたプランの見直し

復旧・復興の進捗状況や、状況の変化、地域の実情を踏まえた上で、必要に応じて適宜計画の見直しを行い、住民のニーズに応じたきめ細やかな支援に取り組めます。

5.2 復興計画の推進状況

復興計画の第4章に掲げる施策（令和5年度までに早急に取り組む「3つの柱」）の主な工程を以下のように示すとともに（令和3年11月公表）、進捗状況について適宜公表を行っています²⁾。

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1ー(1) 被災者に寄り添った生活支援	地域支え合いセンター設置(R2.10月)	被災者生活再建支援法に基づく生活再建相談窓口の設置と、被災者支援情報のきめ細やかな発信	被災者生活再建支援法に基づく生活再建相談窓口の設置と、被災者支援情報のきめ細やかな発信	申請状況(R3.9月時点) 基礎支援金 2,064件 加算支援金 1,242件
	生活再建支援策の活用支援 (被災者生活再建支援法に基づく生活再建相談窓口の設置と、被災者支援情報のきめ細やかな発信)	被災者生活再建支援法に基づく生活再建相談窓口の設置と、被災者支援情報のきめ細やかな発信	被災者生活再建支援法に基づく生活再建相談窓口の設置と、被災者支援情報のきめ細やかな発信	申請状況(R3.9月時点) 基礎支援金 2,064件 加算支援金 1,242件
1ー(2) 住まいの再建・確保	被災住宅の応急修理支援	建設型応急住宅(建設戸数:113団地・380戸)	建設型応急住宅(建設戸数:113団地・380戸)	入居状況(R3.9月時点) 建設型 313戸 市営住宅 126戸 賃貸型 396件
	応急的住まい確保	市営住宅(160戸)	市営住宅(160戸)	入居状況(R3.9月時点) 建設型 313戸 市営住宅 126戸 賃貸型 396件
1ー(3) 暮らしを支える生活基盤等の復旧	災害廃棄物処理支援、災害土砂除去支援	被災住宅等の解体支援(公費解体・自費解体)	被災住宅等の解体支援(公費解体・自費解体)	市街地等:R3.9月時点 道路 33箇所中 本復旧完了20 橋梁 5箇所中 本復旧完了2 河川 12箇所中 本復旧完了4
	道路・橋梁等の流木撤去	被災住宅等の解体支援(公費解体・自費解体)	被災住宅等の解体支援(公費解体・自費解体)	市街地等:R3.9月時点 道路 33箇所中 本復旧完了20 橋梁 5箇所中 本復旧完了2 河川 12箇所中 本復旧完了4
1ー(4) 地域コミュニティの再生	指定文化財・登録文化財の早期復旧	復興文化財の早期復旧	復興文化財の早期復旧	復旧状況(R3.9月) 指定 被災29箇所中 復旧完了1 登録 被災 5箇所中 復旧完了1
	指定文化財・登録文化財の早期復旧	復興文化財の早期復旧	復興文化財の早期復旧	復旧状況(R3.9月) 指定 被災29箇所中 復旧完了1 登録 被災 5箇所中 復旧完了1
1ー(5) 子ども達に向けた支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	早期の全線開通を目指す
	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	早期の全線開通を目指す
地域コミュニティの再生	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	早期の全線開通を目指す
子ども達に向けた支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	被災した自治公民館の再建支援	早期の全線開通を目指す

図-5.2.1(1) 復興計画の主な工程(その1)²⁾

本工程表は、復興計画(第1期)第4章(令和5年度までに早急に取り組む3つの施策)に掲げる施策のうち、主な取組の工程を示しています。

人吉市復興計画（第1期） 工程表 2 力強い地域経済の再生

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
2-(1) 商工業の再生・復興	事業再建支援	なみわい再建サポートセンター設置(28)	相談体制整備、再建補助制度等の活用支援	再建補助制度の活用状況(令和3月時点) なみわい再建補助金(13次申請まで) 242件 被災小規模事業者再建補助金 389件
	仮設商店街整備	仮設商店街整備(復興コンテナハウスE型(仮設店) R3.2月まで)27件		
	事業者のBCP計画策定促進			
	事業者の課題解決、新事業展開支援		地域デジタル通貨 情報事業	
	事業者のデジタル化推進			
	ふるさと納税返礼品の特産物取引量拡大			
	球磨焼酎	知名度向上、市場開拓、需要喚起 球磨焼酎トップオブザワールド戦略(県)との連携	球磨焼酎を活かした研究開発・人材育成づくり促進	県立高校への「球磨焼酎学科」創設要望・設置へ向け関係機関協議
2-(2) 観光の再生・復興	人吉温泉の再生	被災施設復旧	宿由施設の高付加価値化改修支援	
		収益確保支援や賑わいづくり	宿由、飲食店支援キャンペーン	温泉利用促進イベント開催
		リバーアクティビティの再開支援	球磨川くだり リバーアクティビティ再開 ラフティング再開 利用促進キャンペーン	一部運行再開 早期航路整備要望
		まちの回遊性を高める取組の推進	観光拠点再生 目的地発見	回遊性を高める市街地の街並み整備や観光コンテンツ創出
		防災学習旅行などの誘致拡大	復興状況のリアルタイム情報発信	
		農地、農業用施設の復旧		
		農業用機械等の再取得支援		
		代替農地や機械借り上げによる営農継続支援		
		生産性向上につながる取組の推進(人・農地プランにおける地区ごとの方針決定、スマート農業推進)		
		6次産業化、高付加価値化の推進(事業者の再開と連動し、人吉球磨一体的に特産物をPRする取組の推進)		
2-(3) 農業の再生・復興	被災林道・森林作業道の復旧	被災林道・森林作業道の復旧	被災林道・森林作業道の復旧 林道 22箇所 復旧中9	
	計画的な森林整備、放置林対策、鳥獣害対策の推進			
	スマート林業の広域展開による施業環境の省力化、効率化促進		広域展開状況:人吉、錦、あさぎり、山江区間において展開中	
	森林資源の公共施設や一般住宅への利用促進			
	ゼロカーボンにつながる取組の推進		企業との連携 (包括協定締結)	
	林業の担い手確保・育成			
	森林や木製品にふれあう機会の創出推進			
2-(4) 林業の再生・復興	くまりの復旧	未整備箇所の整備・温泉施設復旧検討	未整備箇所の整備・温泉施設復旧検討 ひとよし荘跡中 小学校事業(R3)	
	人吉しごとサポートセンターによる事業者・起業創業希望者の相談体制充実	企業誘致・人材育成事業の実施	企業誘致促進	
	中核工業用地の復旧			
	新たな人材創出の取組(地場産業と副業人材マッチング、プロボノ人材受入等)			
	災害時の絆やつながりを継続させる取組の推進(ふるさと納税者への人吉情報発信、来訪につなげる取組等)			

本工程表は、復興計画（第1期）第4章（令和5年度までに早急に取り組み3つの施策）に掲げる施策のうち、主な取組の工程を示しています。

図-5.2.1 (2) 復興計画の主な工程(その2)²⁾

人吉市復興計画（第1期）工程表

3 災害に負けないまちづくり

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
早急に取り組むべき治水対策	河川の流木や堆積土砂撤去 球磨川水系流域治水プロジェクトの強力な推進 ・流域治水対策のうち特に緊急的に実施する対策・河川開削、御溝川放水路、堤防整備、遊水池、流水型ダム整備等 ・実施に向けた国、県、流域市町村協議検討、住民への丁寧な説明 河川整備計画の早期策定、被災河川の早期復旧を国、県へ要望	継続的な河川堆積土砂撤去を国県へ要望			
	河川ハロー強化(通常ハロー、出水期前国県市合同ハロー、緊急ハロー) 内水対策 ・御溝川放水路整備の促進 ・雨水ポンプ場の施設耐水化 貯留機能の活用促進(田んぼダムや雨水浸透樹設置等の推進) 林道、作業道、森林災害箇所の早期復旧 治山対策強化 国、県への要望実施 緊急治山対策 山地加護(復旧緊急治山対策事業(県))、古仏頂町、本地原町等 県営治山事業による対策強化(被災地調整 → 対策前事後対応・協議 → 施工)	河川整備計画の早期策定、被災河川の早期復旧を国、県へ要望 ・出水川、福川など支川内水対策検討 ・必要な排水機等の整備に向けた国県との協議、要望 田んぼダム 実証実験(R3.5〜)			
早急に取り組むべき治山対策	計画的な森林整備、放置林対策、鳥獣害対策、森林環境保全ハロー定期実施 開発行為における土砂災害対策等に関する協定締結推進 国道219号(人吉〜八代間)の早期復旧要望 国道15号線(人吉水原線)の早期開通要望 国道445号未改良区間の避難路としての早期整備と青井神社周辺〜球磨川を結ぶエリアの賑わいのある空間づくり 下水道施設の仮復旧 本復旧(耐水化・嵩上げ) 防災・避難情報伝達手段の多重化 防災ラジオ(防災無線戸別受信機)の全世帯配布 防災ポータルサイト構築(準備→元化) ライティング防災アラートシステム構築	計画的な森林整備、放置林対策、鳥獣害対策、森林環境保全ハロー定期実施 開発行為における土砂災害対策等に関する協定締結推進 メガソーラー発電事業に関する協定(R3)	計画の着実な実行 事業認可 事業推進		
	3-(1) 災害に強い都市基盤づくり	浸水被害が大きかった地域のまちづくり、土地利用の検討 被災地域を中心とした復興まちづくり計画策定 都市計画決定 被災市街地復興推進地域 復興まちづくり計画と連動した都市計画マスタープラン策定 浸水想定区域の居住誘導を含めた土地利用の検討(立地適正化計画作成等) 公共施設の復旧方針決定(行財政健全化計画を踏まえ施設ごとに方針決定後、復旧着手おたは廃止) 新市庁舎建設(災害に強く、業務継続性に優れた庁舎整備) 浸水想定区域図(L2)周知 総合防災マップ見直し・全世帯配布 設置済みの日付・相違町(R3.4月以降) 浸水深標識の設置促進 球磨川水害タイムライン見直し、マルチハザードタイムライン本格運用 代替性のある避難路確保、避難路の安全確保 測量・設計・施工 身近で安全な緊急避難場所の確保 指定避難所の感染症対策強化、ベトナム同行避難場所の確保 指定避難所の見直し 指定避難所への災害準備倉庫整備 テンタクルア避難所サード実証事業 地域ごとの備蓄体制強化 防災ラジオ(防災無線戸別受信機)の全世帯配布 緊急時の警報サイレンによる呼びかけ 防災ポータルサイト構築(準備→元化) ライティング防災アラートシステム構築	被災地域を中心とした復興まちづくり計画策定 都市計画決定 被災市街地復興推進地域 復興まちづくり計画と連動した都市計画マスタープラン策定 浸水想定区域の居住誘導を含めた土地利用の検討(立地適正化計画作成等) 公共施設の復旧方針決定(行財政健全化計画を踏まえ施設ごとに方針決定後、復旧着手おたは廃止) 新市庁舎建設(災害に強く、業務継続性に優れた庁舎整備) 浸水想定区域図(L2)周知 総合防災マップ見直し・全世帯配布 設置済みの日付・相違町(R3.4月以降) 浸水深標識の設置促進 球磨川水害タイムライン見直し、マルチハザードタイムライン本格運用 代替性のある避難路確保、避難路の安全確保 測量・設計・施工 身近で安全な緊急避難場所の確保 指定避難所の感染症対策強化、ベトナム同行避難場所の確保 指定避難所の見直し 指定避難所への災害準備倉庫整備 テンタクルア避難所サード実証事業 地域ごとの備蓄体制強化 防災ラジオ(防災無線戸別受信機)の全世帯配布 緊急時の警報サイレンによる呼びかけ 防災ポータルサイト構築(準備→元化) ライティング防災アラートシステム構築	計画の着実な実行 事業認可 事業推進	
3-(2) 確実な避難を実現する仕組みづくり	浸水被害が大きかった地域のまちづくり、土地利用の検討 被災地域を中心とした復興まちづくり計画策定 都市計画決定 被災市街地復興推進地域 復興まちづくり計画と連動した都市計画マスタープラン策定 浸水想定区域の居住誘導を含めた土地利用の検討(立地適正化計画作成等) 公共施設の復旧方針決定(行財政健全化計画を踏まえ施設ごとに方針決定後、復旧着手おたは廃止) 新市庁舎建設(災害に強く、業務継続性に優れた庁舎整備) 浸水想定区域図(L2)周知 総合防災マップ見直し・全世帯配布 設置済みの日付・相違町(R3.4月以降) 浸水深標識の設置促進 球磨川水害タイムライン見直し、マルチハザードタイムライン本格運用 代替性のある避難路確保、避難路の安全確保 測量・設計・施工 身近で安全な緊急避難場所の確保 指定避難所の感染症対策強化、ベトナム同行避難場所の確保 指定避難所の見直し 指定避難所への災害準備倉庫整備 テンタクルア避難所サード実証事業 地域ごとの備蓄体制強化 防災ラジオ(防災無線戸別受信機)の全世帯配布 緊急時の警報サイレンによる呼びかけ 防災ポータルサイト構築(準備→元化) ライティング防災アラートシステム構築	被災地域を中心とした復興まちづくり計画策定 都市計画決定 被災市街地復興推進地域 復興まちづくり計画と連動した都市計画マスタープラン策定 浸水想定区域の居住誘導を含めた土地利用の検討(立地適正化計画作成等) 公共施設の復旧方針決定(行財政健全化計画を踏まえ施設ごとに方針決定後、復旧着手おたは廃止) 新市庁舎建設(災害に強く、業務継続性に優れた庁舎整備) 浸水想定区域図(L2)周知 総合防災マップ見直し・全世帯配布 設置済みの日付・相違町(R3.4月以降) 浸水深標識の設置促進 球磨川水害タイムライン見直し、マルチハザードタイムライン本格運用 代替性のある避難路確保、避難路の安全確保 測量・設計・施工 身近で安全な緊急避難場所の確保 指定避難所の感染症対策強化、ベトナム同行避難場所の確保 指定避難所の見直し 指定避難所への災害準備倉庫整備 テンタクルア避難所サード実証事業 地域ごとの備蓄体制強化 防災ラジオ(防災無線戸別受信機)の全世帯配布 緊急時の警報サイレンによる呼びかけ 防災ポータルサイト構築(準備→元化) ライティング防災アラートシステム構築	計画の着実な実行 事業認可 事業推進		

本工程表は、復興計画（第1期）第4章（令和5年度までに早急に取り組む3つの施策）に掲げる施策のうち、主な取組の工程を示しています。

図-5.2.1 (3) 復興計画の主な工程(その3)²⁾

人吉市復興計画（第1期）工程表 3 災害に負けないまちづくり

項目	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
<p>3-（3）</p> <p>地域全体で災害に備える体制づくり</p>	<p>地域の防災力強化</p> <p>消防団の機能回復</p> <p>消防団の組織再編(検討)、体制強化</p> <p>消防車、小型ポンプ：復旧完了 品所庫田：復旧済1 復旧中2 未復旧2 (R3.9)</p>	<p>地域防災官配置(R3.5)</p> <p>自主防災組織の再編・強化、地区防災計画やコミュニティタイムライン策定支援</p> <p>避難訓練の定着化、住民主体の避難所運営訓練</p>		
	<p>避難支援計画(個別避難計画)の再構築</p>			
	<p>事業所や学校等の防災体制強化</p> <p>事業者のBCP計画策定・見直し促進</p> <p>要配慮利用施設の避難確保計画策定・見直し促進</p> <p>避難確保計画作成率100%</p> <p>災害時にも強く対応する医療提供体制連携強化、熊本メディカルネットワーク利用促進</p> <p>学校の防災体制強化、防災教育推進</p>			
	<p>実効性ある避難訓練の定期実施、マイタイムライン普及促進</p> <p>自主避難訓練(出水期前) 総合防災訓練(10月) 広報紙・防災シリーズ開始</p>			
	<p>水害保険加入促進・各家庭での備蓄体制促進</p> <p>防災準備状況(R3.9月調査) 人的支援? 物的支援?</p>			
	<p>災害時の人的・物的支援体制の強化(災害応援協定促進)</p> <p>災害の経験や教訓を後世に伝える取組の推進</p>			

本工程表は、復興計画（第1期）のうち第4章（令和5年度までに早急に取り組み3つの施策）に掲げる施策のうち、主な取組の工程を示しています。

図-5.2.1(4) 復興計画の主な工程(その3)²⁾